

放課後児童クラブ育成料減額・免除の取扱いについて（平成22年度税制改正） ～平成22年度税制改正前の扶養控除に準じた減額・免除額の決定について～

1. 税制改正について

平成22年度の税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。そのため、対象となる方の市民税の所得割額が税制改正前と比べて高くなっています。

《平成22年度税制改正により廃止となった扶養控除》

- ・年少扶養控除 330,000円 × 16歳未満（0～15歳）の扶養親族の数
- ・特定扶養控除上乗せ分 120,000円 × 16～18歳の扶養親族の数

年少扶養控除 : 平成17年1月2日～令和2年12月31日生まれ

特定扶養控除上乗せ分 : 平成14年1月2日～平成17年1月1日生まれ

令和3年度市民税課税における扶養親族の年齢は、令和2年12月31日時点の年齢です。

2. 育成料減額・免除の決定について

芦屋市放課後児童クラブの育成料の減額・免除制度においては、この税制改正による利用の負担増にならないよう配慮し、下記の計算式により市民税所得割額を計算いたします。

《計算方法》

令和3年度市民税所得割額 - (A×330,000円 + B×120,000円)×6% = **計算後の市民税所得割額**

※「令和3年度市民税所得割額」は「市民税・県民税課税証明書」で確認できます。

※「A」は年少扶養控除対象人数（16歳未満(0～15歳)）。

※「B」は特定扶養控除上乗せ分の人数（16～18歳）。

※「6%」は年税額における市民税率（6%）と県民税率（4%）の割合。

※計算方法は簡易式のため、詳細は青少年育成課までお問い合わせください。

(例) 父親は市民税所得割額が 71,500円 で8歳と12歳と17歳の子どもを扶養し、母親は市民税所得割額が 15,300円 で子どもを扶養していない場合。

(父親) 71,500円 - (2人×330,000円 + 1人×120,000円) ×6% = 24,700円

(母親) 15,300円 - (0人×330,000円 + 0人×120,000円) ×6% = 15,300円

(父親) 24,700円 + (母親) 15,300円 = (市民税所得割額合計) 40,000円

よって、下記の「育成料減額免除基準」より **育成料50%減額**の対象となります。

育成料減額免除基準

区分	減額及び免除額	対 象
1	育成料の全額	生活保護法の規定による被保護世帯及び、母子・父子家庭で保護者の前年度の市民税所得割額が非課税の世帯
2	育成料の75%の額	保護者の前年度の市民税所得割額が非課税の世帯 (前号に該当する者を除く)
3	育成料の50%の額	保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が6万円以下の世帯
4	育成料の25%の額	保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が12万円以下の世帯
5	育成料の50%の額 (2～4に該当する場合は、 減額後の育成料の50%の額)	同一世帯から、2人以上の児童が入級している場合の2人目からの児童 ※申請する場合は、申請書のみ提出
6	市長が別に定める額	災害等特別な理由により、育成料の納付が困難となった世帯

育成料減額免除申請書(様式第9号)には、同一生計者(別居者も含む)全員の、名前・続柄・年齢・生年月日を記入の上、承諾印を捺印してください。記入がない場合は、正しく計算できないため、育成料の減免ができない(本来の額より高い金額となる)場合があります。

3. 必要書類一覧

① 芦屋市で令和3年度の市町村民税所得割額が把握できる方

(令和3年1月1日時点で芦屋市に住民登録がある方で、芦屋市以外で課税されている方を除く)

⇒原則、提出していただく書類はありません。(生活保護受給者、非課税ひとり親世帯は下記参照)
税の申告をされていない方については、税務署もしくは課税課市民税係において、所得や控除等の状況が分かるように申告していただき、申告書の控えの写しをご提出ください。

② 他市から転入された方(令和3年1月1日時点で芦屋市に住民登録がない方)

- ⇒給与所得のみの方：令和3年1月1日にお住まいの市町村で発行される課税証明書、または
令和3年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(写)
- ・個人経営・個人納付の方：令和3年度市県民税納税通知書(表紙・税額・明細の部分のコピー)
 - ・海外勤務の方：令和3年中の所得を証明できる書類(勤務先の給与証明など)
 - ・上記以外・紛失した方：令和3年度市民税課税証明書(令和3年1月1日時点の住民登録地発行)

③ 生活保護受給者

⇒生活保護受給者証(写)

④ ひとり親世帯で非課税の方(婚姻歴のないひとり親世帯についても、寡婦(夫)の適用を行っています。)

⇒次のうちのいずれかを提出：母子父子家庭証明書、芦屋市ひとり親家庭証明書、
児童扶養手当証書(写)、母子家庭等医療費受給者証(写)

※減免決定後に申請状況が変わった場合は、速やかに申し出てください。

※質問等は、下記までご連絡をお願いします。

【お問い合わせ】 青少年育成課 TEL 0797-38-2110